

議第28号から 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準 議第40号まで 等の一部改正等に係る条例の整備について

1 改正の経緯

介護サービス事業者や介護保険施設等の人員，設備，運営等に関する基準等については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ，介護報酬に係る改定と併せて，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたこと等に伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 関係議案

- (1) 議第28号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議第29号 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議第30号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議第31号 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議第32号 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議第33号 呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議第34号 呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議第35号 呉市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議第36号 呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議第37号 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議第38号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議第39号 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議第40号 呉市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について

3 主な改正の内容

関係省令の改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例に係る議案は、次のとおりです。

(1) 全サービスに共通するもの

ア 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないこととされました。その際、1年の経過措置を設けることとされました。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号及び議第37号

イ 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号

ウ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次の見直しが行われました。

(7) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）が義務化されました。その際、1年の経過措置を設けることとされました。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号及び議第31号

(4) 訪問系サービス、通所系サービス、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととされました。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録しなければならないこととされました。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号及び議第33号

(2) 訪問系サービスに関するもの

ア （介護予防）訪問リハビリテーション

(7) 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握しなければならないこととされました。

(4) 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととされました。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなされます。

(議案)

議第28号及び議第29号

イ (介護予防) 居宅療養管理指導

経過措置期間の延長

(7) 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設定等の高齢者虐待防止のための措置の実施状況や更なる周知の必要性を踏まえ、当該取組の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとされました。

(議案)

議第28号

(4) 感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練(シミュレーション)の実施等の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

(3) 通所系サービスに関するもの

ア (介護予防) 通所リハビリテーション

(7) 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握しなければならないこととされました。

(4) みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

第2号ア(4)の訪問リハビリテーションの見直しに伴い、介護保険法

(平成9年法律第123号)第72条第1項の規定による通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

(4) 短期入所系サービス（（介護予防）短期入所生活介護，（介護予防）短期入所療養介護）に共通するもの

ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

(5) 多機能系サービスに関するもの

**ア （介護予防）小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護
管理者の兼務**

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととされました。

(議案)

議第30号及び議第31号

イ 看護小規模多機能型居宅介護

サービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」・「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正が行われました。

(議案)

議第30号

(6) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関するもの

**ア （介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売共通
選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案**

福祉用具の一部の貸与種目・種類について、特定福祉用具販売の対象に加えることとしているところ、福祉用具の適時・適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用

具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付けられました。また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

イ (介護予防) 福祉用具貸与

(7) 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期が追加されました。

(議案)

議第28号及び議第29号

(4) モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付（介護予防福祉用具貸与を除く。）

福祉用具の適時・適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与について、介護予防福祉用具貸与と同様に、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならないこととされました。

(議案)

議第28号

(4) 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

福祉用具の適時・適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後の6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うものとされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

ウ 特定（介護予防）福祉用具販売

(7) 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認

福祉用具の適時・適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況の確認を行うものとされました。

(4) 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

福祉用具の適時・適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めるものとされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

(7) 居宅介護支援・介護予防支援に関するもの

ア 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることが、居宅介護支援事業者の努力義務とされました。

- ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

(議案)

議第32号

イ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとされました。

(7) 利用者の同意を得ること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状況が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。

(議案)

議第32号及び議第33号

ウ 介護支援専門員（ケアマネジャー）一人当たりの取扱件数

基本報酬における取扱件数との整合を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、次の見直しを行うこととされました。

(7) 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば、必要な介護支援専門員の員数は1とし、44の倍数（44に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。

(4) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要な介護支援専門員の員数は1とし、49の

倍数（49に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。
（議案）

議第32号

エ 介護予防支援の円滑な実施

(7) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとされました。

- ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。
- ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。
- ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。

(4) 市町村に対する情報提供

市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとされました。

(4) その他

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備が行われました。

（議案）

議第33号

(8) 居住系サービスに関するもの

ア （介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合

は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であることとされました。

(議案)

議第28号, 議第29号及び議第30号

イ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととされました。その際、3年の経過措置を設けることとされました。

(議案)

議第28号及び議第29号

ウ 居住系サービス共通 ((介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護, (介護予防) 認知症対応型共同生活介護) 及び軽費老人ホーム

(7) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、次の見直しを行うこととされました。

a 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めること。

(a) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(b) 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

b 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと。

c 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

(議案)

議第28号, 議第29号, 議第30号, 議第31号及び議第37号

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」といいます。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとされました。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととされました。

（議案）

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号及び議第37号

（9）施設系サービスに関するもの

ア 介護老人福祉施設

小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和

離島や過疎地域に所在する小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、次の見直しを行うこととされました。

- （7）離島・過疎地域に所在する定員30名の指定介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該指定短期生活介護事業所等の医師については、当該指定介護福祉施設の医師により当該指定短期生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。
- （4）離島・過疎地域に所在する定員30名の指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。
- （ウ）離島・過疎地域に所在する定員30名の指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。

（議案）

議第34号及び議第39号

イ 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、

また、1年に1回以上、見直しを行うことが義務化されました。

(議案)

議第30号、議第34号及び議第39号

ウ 施設系サービス共通（介護老人福祉施設，地域密着型老人福祉施設入所者生活介護，特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，介護老人保健施設及び介護医療院）

(7) ユニットケアの質の向上のための体制の確保（養護老人ホームを除く。）

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととされました。

(議案)

議第30号、議第34号、議第35号、議第36号及び議第39号

(4) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、次の見直しが行われました。

a 次の要件を満たす協力医療機関（(c)の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

(a) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(b) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(c) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

b 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

c 入所者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(議案)

議第30号、議第34号、議第35号、議第36号、議第38号及び議第39号

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に行うこと

ができる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとされました。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行わなければならないこととされました。

(議案)

議第30号、議第34号、議第35号、議第36号、議第38号及び議第39号

(10) 短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービスに共通するもの

介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題の抽出・分析をした上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととされました。その際、3年の経過措置を設けることとされました。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第34号、議第35号、議第36号及び議第39号

(11) 介護療養型医療施設に関するもの

介護療養型医療施設の廃止に伴い、呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第19号）を廃止するとともに、呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の当該施設に係る規定を削除します。

(議案)

議第40号

(12) その他

ア 「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」という具体的な記録媒体名を削除し、「電磁的記録媒体」という抽象的な表現に改めます。

(議案)

議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号及び議第37号

イ その他所要の規定の整備をします。

【用語解説】

居宅サービス	要介護者に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、主に在宅で提供するサービスです。 ※該当するサービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通
--------	---

	所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売
介護予防サービス	要支援者に対し，介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき，主に在宅で提供するサービスです。 ※該当するサービス：介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護，介護予防特定施設入居者生活介護，介護予防福祉用具貸与，特定介護予防福祉用具販売
地域密着型サービス	できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように，原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。 ※該当するサービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護
居宅介護支援	市町村による要介護認定を受けた人が，必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう，その人の心身の状況，環境，希望等を考慮し，利用するサービスの内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成し，居宅サービス等事業者の調整等を行います。
介護予防支援	市町村による要支援認定を受けた人が，必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう，その方の心身の状況，環境，希望等を考慮し，利用するサービスの内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成し，介護予防サービス等事業者の調整等を行います。
施設系サービス	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（老人福祉法に基づく施設））	65歳以上で，身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，自宅で介護を受けることが困難な人を入所させて，入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練，健康管理及び療養上の世話をを行う施設です。介護保険法では介護老人福祉施設として位置付けられる施設です。
介護老人保健施設	入院治療を必要としない病状が安定期にある要介護者に

	<p>対して，施設サービス計画に基づき看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより，要介護者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに，居宅における生活への復帰を目指す施設です。</p>
介護療養型医療施設	<p>急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する人のために，介護職員が手厚く配置されており，病状は安定していても自宅での療養生活が難しい要介護者に対して，必要な医療サービス，日常生活における介護，リハビリテーション等を行う施設です。</p>
介護医療院	<p>長期にわたり療養が必要である要介護者に対して，施設サービス計画に基づき療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより，要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする施設です。</p>
軽費老人ホーム (老人福祉法に基づく施設)	<p>高齢等のため独立して生活するには不安がある人又は炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で，家族による援助を受けることができない人を入所させ，無料又は低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し，安心して暮らせるように支援する施設です。</p>
養護老人ホーム (老人福祉法に基づく施設)	<p>おおむね65歳以上で，環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ，自立した日常生活を営むために必要な食事サービス，機能訓練その他の日常生活上必要な援助を行うことを目的とする施設で，市町村が入所の必要性を判断し，該当する場合は，入所措置をします。</p>
特別養護老人ホーム (老人福祉法に基づく施設)	<p>65歳以上で，身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，自宅で介護を受けることが困難な人を入所させて，入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練，健康管理及び療養上の世話をを行う施設です。</p>
訪問系サービス	
訪問介護（ホームヘルプ）	<p>介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して，入浴，排せつ，食事等の介護や調理，洗濯，掃除等の家事を行うサービスです。</p>
訪問入浴介護	<p>看護職員や介護職員が利用者の居宅を訪問し，浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。</p>
訪問看護	<p>医師の指示に基づき，看護師や保健師等が利用者の居宅を訪問し，療養上の世話や必要な診療の補助を行うサー</p>

	ビスです。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な利用者に対して医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期的な巡回訪問と随時の対応を行う地域密着型サービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間に利用者の居宅を定期的な巡回又は随時通報により訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して生活を送るようになるための援助を行う地域密着型サービスです。
通所系サービス	
通所介護（デイサービス）	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上及び利用者の家族負担の軽減を図るために食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症の状態にある利用者にデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供する地域密着型サービスです。
短期入所系サービス	
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等が医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。
多機能系サービス	
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の形態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供すること

	により，利用者の居宅における生活の継続を支援する地域密着型サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高く，医療的なケアを必要とする人が，住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になるよう，小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供する地域密着型サービスです。
居住系サービス	
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム等が，入居している利用者に対して入浴，排せつ，食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者が少人数で共同生活をしながら，入浴，排せつ，食事等の介護や機能訓練を行う地域密着型サービスです。
福祉用具貸与	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために，車椅子，特殊寝台（電動ベッド）などの福祉用具を貸与するサービスです。
特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために，貸与できない排せつや入浴のための福祉用具を販売するサービスです。
新興感染症	最近新しく認知され，局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症です。 SARS（重症急性呼吸器症候群），鳥インフルエンザ，ウエストナイル熱，エボラ出血熱など
第二種協定指定医療機関	都道府県が医療措置協定を締結し，感染症発生・まん延時において，発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外出自粛対象者の宿泊・自宅療養を行う医療機関です
ユニット型施設	施設系サービスなどにおいて，居室（個室）をいくつかのグループに分けて一つの生活単位とし，少人数の家庭的な雰囲気の中でサービスを提供します。グループごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け，また，職員の勤務形態もユニットごとに組むなど，施設の中で居宅に近い居住環境を作り出し，利用者一人一人の個別性を尊重したケアを行う施設です。
ユニットケア	在宅に近い居住環境の下で，入居者一人一人の個性や生活のリズムを尊重し，また，入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うものです。

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国

の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和6年4月1日（一部については、同年6月1日）